

生活困窮者自立支援制度における居住支援について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室長 米田 隆史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算案：545億円
+ R4二次補正予算：60億円（※）
※新型コロナウイルス感染症対策フェーズ強化交付金等

包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国906自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

居住確保支援

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

◆ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

緊急的な支援

◆ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

家計再建支援

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子ども支援

◆ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

自立相談支援事業の概要

- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- ・ 全国**1,388カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 906自治体）
- ・ 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- ・ 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
 - ※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。1機関あたり6～7名（事務補助含む）
 - ※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、906自治体）

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者
 ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者（※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大）

【支給要件】

- ・ 収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。
 - ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
 - ※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ・ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
 - ※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ・ 求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
 ※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

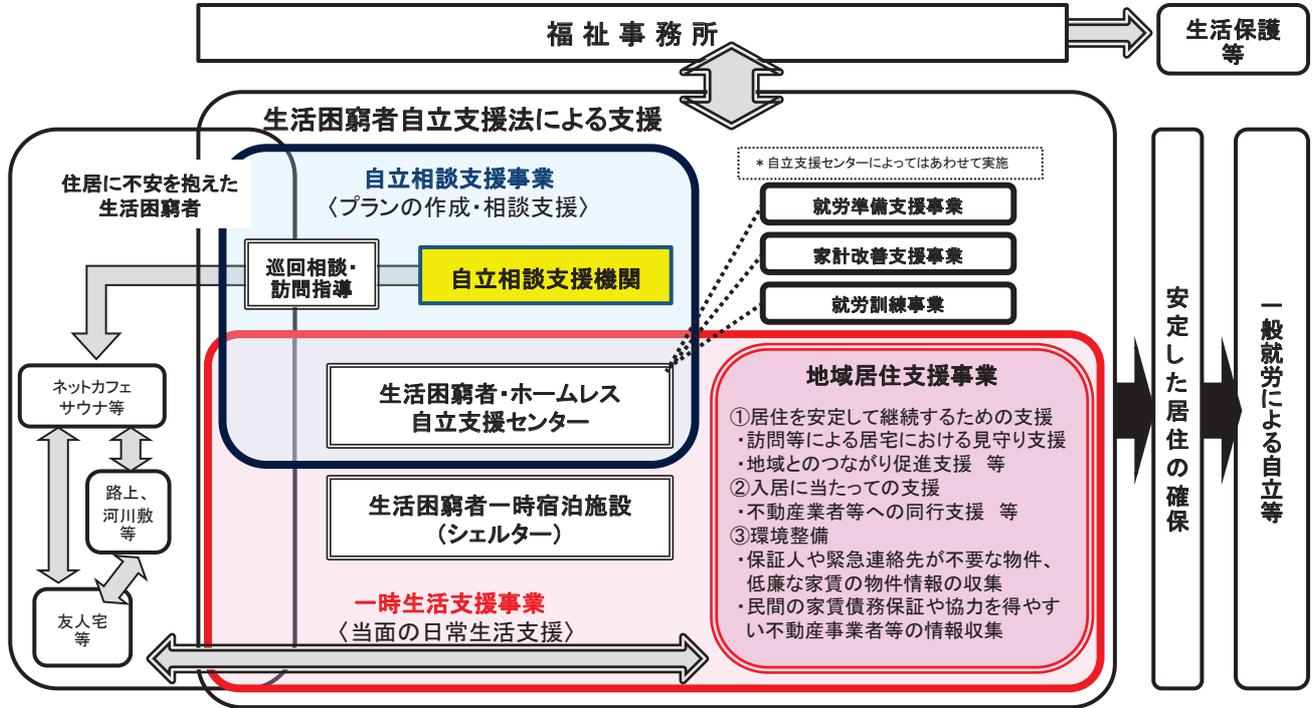
【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付



一時生活支援事業の概要

	実施自治体 (令和3年度)	利用人数 (令和2年度)
一時生活	332自治体 (37%)	4,720人
地域居住	50自治体 (6%)	2,420人

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。その際、自立相談支援機関と連携の上、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行う。
- また、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のシェルター退所者や住居に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、入居支援や訪問による見守り等を行う。
- こうした取組を通じて、住居に不安を抱えた生活困窮者の安定した居住を確保する。



生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）の主なポイント (社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年12月20日））

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めたとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、**シェルター事業を実施しなくても実施できるように運用を改善**
- **シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、**職業訓練受講給付金との併給等の新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
(このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討)
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施**に関して広域的な観点から、**データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

令和5年度当初予算案 545億円の内数（594億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）

居住生活支援加速化事業

令和4年度第二次補正予算 1.0億円

- 住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

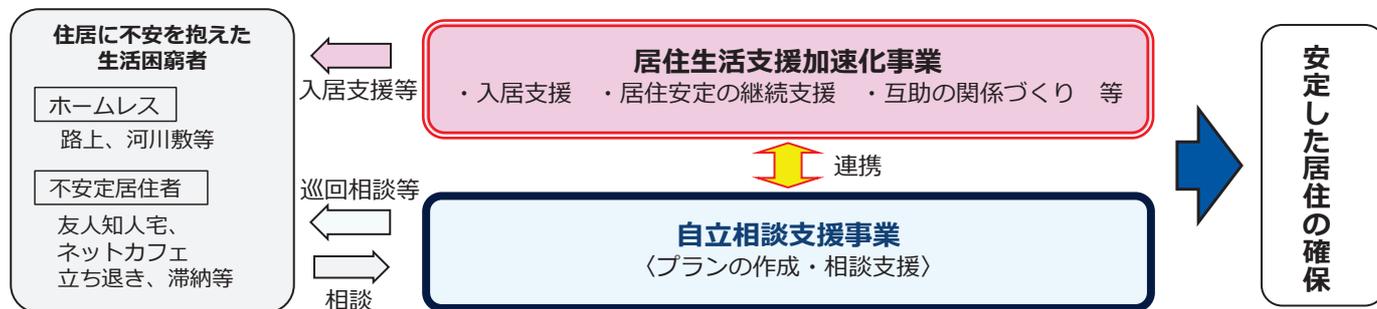
【補助率】 10/10（国庫補助基準額の上限あり）

【支援対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取組のうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取組にあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

①入居支援 相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援
②居住安定の継続支援 訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ（ハローワーク、生活援助サービス等）
③互助の関係づくり 地域住民とのつながりの構築支援（サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等）
④地域づくり関連業務 関係機関と連携した社会資源（公営住宅、空き家、他施設等）や担い手の開拓
⑤その他 地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、①～④の取組に資する業務

【事業スキーム】



令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額（年額）の1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件（最大100万円以下）あり

支給額

家賃額（住宅扶助額が上限）
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- 本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給（3か月）は終了
※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする（最長4年）

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体